

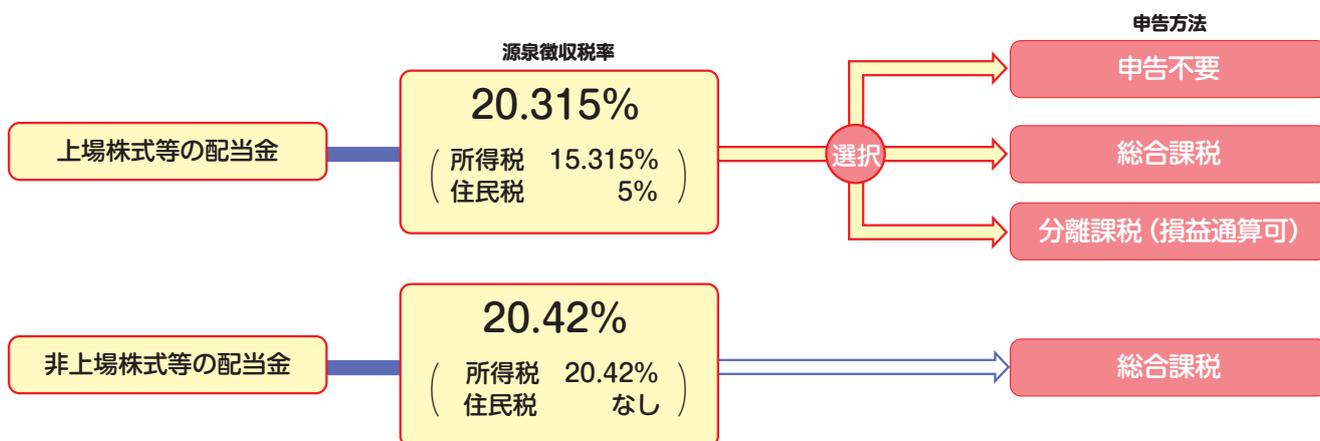
# 株式の税金

## ◆配当金を受け取ったら？

### Q13

配当金を受け取ったら、必ず申告しなければなりませんか。

上場株式の配当金は一般的には確定申告は不要ですが、申告することで源泉徴収された税金が還付される場合があります。非上場株式の配当金は原則として確定申告が必要です。



\*非上場株式等の配当金で、1銘柄につき年間の配当金額が10万円以下のものは、申告せずに源泉徴収だけで済ませることもできますが、住民税の申告は必要です。

\*上場株式等の配当金を、「株式数比例配分方式」を利用して特定口座で受け取ると、同じ特定口座（源泉徴収あり）内の株式の譲渡損と損益通算され申告は不要です（Q16参照）。

### Q14

配当控除とはどのようなものでしょうか。

配当控除とは、総合課税を選択して配当金を申告したときに、次の金額を所得税から控除できる税額控除です。

**申告した配当所得金額 × 10%（課税総所得金額1,000万円超の部分は5%） = 控除額**

ただし、分離課税を選択したときや、申告不要を選択したとき、また、外国の株式の配当等の場合は配当控除の適用はありません。

#### ひとくちメモ

令和5年分（住民税は令和6年度）の確定申告から、所得税と住民税とで異なる申告方法（総合課税・分離課税・申告不要）を選択することができなくなりました。少額の配当金を申告することにより、源泉徴収された税金が還付されるなど有利になる場合がありますが、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料の額などにも影響を及ぼす場合があるため、注意が必要です。

詳しくは税理士にご相談ください。

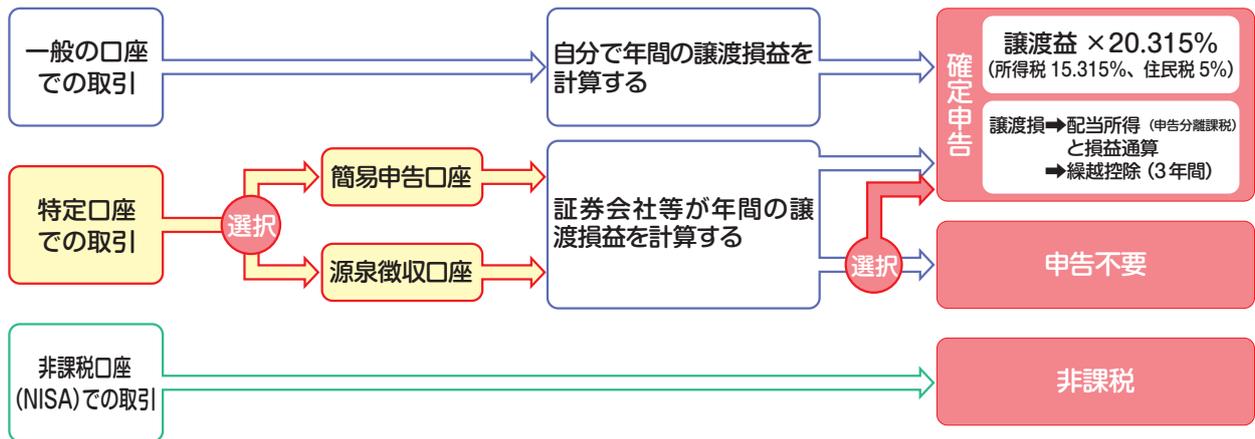
## ◆株式を売ったら？

### Q15

株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。

株式等を売った場合は、他の所得と区分して税金を計算します（分離課税）。

(1) 上場株式等の譲渡所得の申告については次の方法から選択できます。



\* 特定口座を開設する際、源泉徴収を選択すると、その口座内の株式の譲渡について証券会社を通じて税金が源泉徴収又は還付され、原則として申告は不要ですが、申告が必要となる場合もあります（Q16参照）。

(2) 株式等を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

・ 譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

(例) 銀行からの借入金により100万円の株式を買い、130万円で売った場合  
銀行に払う借入金利息2万円 証券会社への手数料が3,000円とします。

$$\text{譲渡所得} = \frac{130\text{万円}}{\text{＜譲渡収入＞}} - \left( \frac{100\text{万円}}{\text{＜取得費＞}} + \frac{2\text{万円} + 3,000\text{円}}{\text{＜譲渡費用＞}} \right) = 27\text{万}7,000\text{円}$$

・ 譲渡所得に対する税率は20.315%（所得税15.315% 住民税5%）です。

\* 特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡損益も、上場株式等と同様に特定口座で管理でき、譲渡損益の計算も同様です。

(3) 株式等を売って、損失が出た場合

①上場株式等を売って生じた損失は、確定申告により次の所得と損益通算できます。

- ・ その年分の上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）
- ・ 特定公社債や公募公社債投資信託等の利子及び譲渡益

②損益通算しても控除しきれない金額は、確定申告により翌年以後3年間にわたり、株式等又は特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得の金額から繰越控除できます。

\* 上場株式等の譲渡損失は、非上場株式等の譲渡益から控除することはできません。

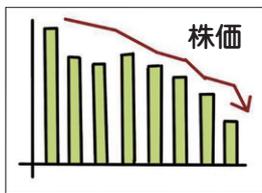
## Q16

特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。

源泉徴収口座は基本的に確定申告は不要ですが、次のような場合は確定申告をする必要があります（申告するかどうかは、口座ごとに選択できます）。

- ①複数の特定口座がある場合で、いずれかの特定口座の譲渡損失分を別の特定口座の譲渡益から差し引く場合
- ②当年分、前年分、前々年分の譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越す場合
- ③前年以前の譲渡損失の繰越分を、当年分の譲渡益や配当所得から差し引く場合

株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すときは、株式等の売買取引がなく、また、配当がない場合でも、連続して確定申告書を提出しないと、その繰越控除は受けられません。



## ひとくちメモ

配偶者控除や扶養控除が適用されるかどうかを判定する際の「合計所得金額」は、前年以前の譲渡損失の繰越分を差し引く前の金額をもって判定します。

申告することにより、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料等の額などに影響を及ぼす場合があるので、注意が必要です。

## ◆新NISA（ニーサ）ってどんな制度？

## Q17

令和6年から始まった新NISA制度の概略を教えてください。

NISAとは少額投資非課税制度のことで、株式や投資信託などの譲渡益や配当金等が一定額非課税となります。令和6年1月から、抜本的拡充と恒久化をめざす新しいものになりました。

令和5年末までに旧一般NISA及び旧つみたてNISA制度において投資した商品は、新NISA制度の外枠で非課税措置が適用され、旧制度から新制度への移管はできません。また、旧ジュニアNISAへの投資も令和5年末で終了し、5年間の非課税保有期間が終了した商品は自動的に継続管理勘定へ移管され、18歳になるまで非課税で保有できます。

○令和6年1月1日以降

	併用可	
	つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	18歳以上の居住者等	
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし	
生涯非課税限度額	1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円まで） <sup>(注)</sup>	
口座開設可能期間	恒久化	
投資対象商品	一定の公募等株式投資信託等	上場株式・公募株式投資信託等 (高レバレッジ投資信託などは除外)
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法	制限なし

(注) 新NISAでは、「簿価残高（買付残高）方式」で管理されるので、口座内の商品を売却した場合には、その商品の簿価分の非課税枠を再利用することができます。

## ひとくちメモ

NISA口座での運用益は非課税なので、確定申告は不要ですが、譲渡損が発生しても、他の株式の配当や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

詳しくは税理士にご相談ください

